



こども医療費受給者のみなさまへ

○こども医療費助成制度とは

お子さんが病気などにより医療機関等で受診した場合の医療費を助成する制度です。
※医療機関等とは、病院・診療所、歯科医院、調剤薬局、接骨院・整骨院、鍼灸院をいいます。



○助成対象は

対象者 北本市に住所を有し医療保険に加入しているお子さん
対象年齢 通院・入院ともに高等学校修了年度（18歳になった年度の3月31日）まで

○助成の対象となる医療費

医療保険制度が適用される医療費の一部負担金（ただし、健康保険により支給される高額療養費および付加給付金がある場合は、その額を除いた額）

○助成の対象とならない医療費

- ・入院の際の食事代（入院時食事療養標準負担額）
- ・乳児健診、予防接種、薬等の容器代、文書料、入院の際の差額ベッド代など健康保険が適用されない費用
- ・保育所（園）、幼稚園、小学校等の管理下における負傷に対し、日本スポーツ振興センター法に基づく医療費が支給されるとき
- ・重度心身障害者医療費またはひとり親家庭等医療費の助成の対象となったとき

○助成申請の方法

窓口払いの必要がない場合

市内の医療機関等（医科、歯科、調剤、接骨院）の窓口で「お子さんの健康保険証」「こども医療費受給資格証」の2つをご提示いただくと、窓口払いをすることなく診療を受けられます。提示は、毎回必要です。

ただし、次の場合は、窓口払いが生じるので、医療機関等で医療費をお支払いのうえ、「こども医療費支給申請書」を提出してください。

- ・健康保険証もしくは受給資格証を忘れたとき
- ・市外の医療機関等にかかったとき
- ・治療用装具を作ったとき
- ・一医療機関でのひと月の累計負担金額（保険診療分）が21,000円以上のとき



窓口払いの後、申請が必要な場合

市外の医療機関等にかかったとき、もしくは市内の医療機関等の窓口でお支払いいただいたときは、「こども医療費支給申請書」をご提出ください。後日、登録された口座にお振込みします。

1 市内の医療機関等で受診した場合の流れ

医療費の支払い後、「こども医療費支給申請書」に必要事項を記入し、医療機関等に提出してください（医療機関等ごとに1か月に1枚）。医療機関等が1か月分の保険診療一部負担金を領収書欄に証明し、市役所へ申請書を送付します。なお、窓口で申請書の受付を行っていない医療機関等につきましては、次の「市外の医療機関等で受診した場合の流れ」と同様の申請方法により申請してください。

2 市外の医療機関等で受診した場合の流れ

医療費の支払い後、診療した翌月以降に「こども医療費支給申請書」に必要事項を記入し、医療機関等で「領収書欄」に1か月分の保険診療一部負担金を証明してもらうか、または、お子さん、医療機関、診療月、入院、外来ごとに1か月分の領収書の原本をまとめて申請書の裏面に貼り、市役所子育て支援課へ提出してください。

【申請書記入例】

申請する年月日をご記入ください。

こども医療費支給申請書					年	月	日
(宛先) 北本市長					住所	北本市本町1-111	
					申請者氏名	北本太郎	
					(保護者) 電話	(591)-1112	
下記のとおりこども医療費を申請します。							
対象のこども	受給者番号	0123456		加入医療保険	世帯主・被保険者・組合員・加入者の氏名	北本 太郎	
	フリガナ	キタモト ハナ			市民税の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 課税 ・ <input type="checkbox"/> 非課税	
	氏名	北本 花			記号番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9	
	生年月日	R〇〇年〇月〇日			名称	全国健康保険協会埼玉支部 電話〇〇 (〇) 〇〇〇	
	診療年月	R〇〇年〇月分			保険者番号	01110014	

※市民税を納めている世帯は課税に、納めていない世帯は非課税に印を付けてください。未申告の方は申告をしてください。

○申請される際の注意点

子育て支援課窓口にて申請書を提出する場合、事務処理の都合上、必ず受診月の翌月以降に提出してください。受診当月はお預かりできませんのでご協力ください。

レシートなどで、お子さんの氏名、保険診療総点数の記載がない場合は、医療機関等に申請書の領収書欄に記入してもらるか、受診したお子さんの氏名と保健診療総点数を余白に書き入れてもらってください。

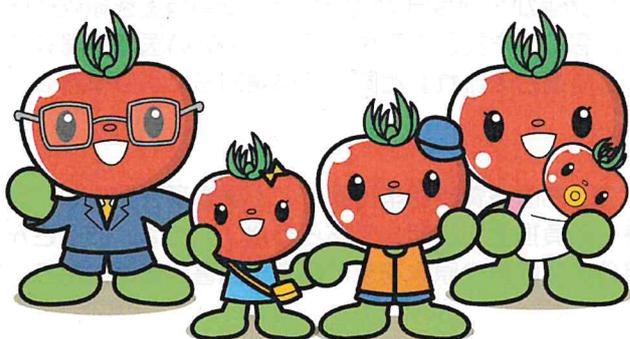
○医療費の支払い

毎月15日までに市役所で受付した申請書について、その内容を審査して、翌月の原則第4火曜日に指定された金融機関の口座にお支払いします。

一つの医療機関で、1か月の医療費が21,000円を超えた場合は、高額療養費や附加給付等、健康保険等から給付される場合がありますので、その内容を確認するため、通常の医療費より、3~5か月ほど時間がかかります。

○こども医療費支給申請書

「こども医療費支給申請書」は、市役所子育て支援課窓口にあります。また、市のホームページから申請書をダウンロードすることができますので、ご利用ください。



担当

子育て支援課 子育て支援担当
 担当直通 048-594-5537
 代表電話 048-591-1111